

平成 20 年度における e-Tax の利用状況について（概要）

1 e-Tax の利用件数

- 平成 20 年度（平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月）におけるオンライン利用拡大行動計画の重点手続の利用件数は 1,432 万件（前年対比 155.7%）と昨年度より大幅に増加

主な手続について

所得税申告	614 万件（前年対比 169%）
法人税申告	98 万件（前年対比 192%）
消費税申告（個人）	44 万件（前年対比 155%）
消費税申告（法人）	112 万件（前年対比 192%）
法定調書	108 万件（前年対比 188%）

2 e-Tax の利用率（オンライン利用拡大行動計画ベース）

- 平成 20 年度における新行動計画ベースの e-Tax の利用率は 36.6%（前年度 23.1%）

3 これまでの具体的な取組

- 第三者作成の添付書類の送付を不要
- 税理士等による代理送信の場合、納税者本人の電子署名の省略を可能とした
- e-Tax を利用することができるパソコンを税務署に設置し、e-Tax の利便性を体験してもらい、翌年以降、自宅などのパソコンから e-Tax を利用してもらうことを目的とした施策を導入
- e-Tax を利用した還付申告書について、処理期間を短縮
- 電子証明書等特別控除の創設
- 所得税確定申告期間について、e-Tax の 24 時間受付を実施
- ヘルプデスクなど納税者サポート体制を強化
- 確定申告書作成コーナーから e-Tax への直接送信について、公的個人認証（住基カード）に係る電子証明書の事前設定作業の簡素化（Java に依存しないシステム対応）を実施

○ e-Taxの利用件数について

(単位：件、%)

		19年度	20年度	前年対比	
オンライン利用拡大行動計画の重点手続	申告	所得税申告	3,633,890	6,136,866	168.9%
		法人税申告	510,626	982,505	192.4%
		消費税申告(個人)	286,986	443,706	154.6%
		消費税申告(法人)	580,928	1,118,060	192.5%
		酒税申告	34,589	39,409	113.9%
		印紙税申告	29,473	65,188	221.2%
		計 ①	5,076,492	8,785,734	173.1%
	法定調書	給与所得の源泉徴収票等 ②	567,286	976,589	172.2%
		利子等の支払調書 ③	5,658	100,489	1776.1%
	申請・届出等	開始届出書 ④	3,545,622	4,449,423	125.5%
		納税証明書の交付請求 ⑤	1,831	6,115	334.0%
	合計 (①～⑤) ⑥	9,196,889	14,318,350	155.7%	
	上記以外の申請・届出等 ⑦	184,205	680,959	369.7%	
	納付手続 ⑧	730,328	1,301,227	178.2%	
	合計 (⑥～⑧) ⑨	10,111,422	16,300,536	161.2%	

(注) 平成19年度の法定調書の利用件数には、光ディスク等を使用して提出された件数は含まれていない。

○ e-Taxの利用率について(オンライン利用拡大行動計画ベース)

		19年度	20年度	
オンライン利用拡大行動計画の重点手続	申告	所得税申告	18.4%	31.1%
		法人税申告	19.6%	37.7%
		消費税申告(個人)	19.0%	29.4%
		消費税申告(法人)	29.5%	56.7%
		酒税申告	72.1%	82.1%
		印紙税申告	23.8%	52.6%
		計 ①	19.5%	33.8%
	法定調書	給与所得の源泉徴収票等 ②	25.4%	43.7%
		利子等の支払調書 ③	2.6%	46.1%
	申請・届出等	開始届出書 ④	100.0%	100.0%
		納税証明書交付請求 ⑤	0.1%	0.5%
	合計 (① ~ ⑤) ⑥		23.1%	36.6%

(注) 利用率は、平成20年9月12日決定の「オンライン利用拡大行動計画」に掲げられた年間平均申請件数を分母として算出している。

《オンライン利用拡大行動計画における目標値等》

年 度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
先 行 手 続 (11 手 続)		37.8%	55.3%	—	—	70% (目標値)			
重 点 手 続 (15 手 続)		23.1%	36.6%	—	—	—	—	65% (目標値)	
前 提 条 件	認証基盤等の大幅な拡大 (公的個人認証サービス・電子証明書発行枚数)		200万件	600万件	900万件	1,100万件	1,200万件	1,300万件	
	地方税ポータルシステム(eLTAX)の導入		市町村の大部分において導入されること						
	電子納税証明等の電子的受入の普及、 一般的社会慣行化		国、地方公共団体及び金融機関等で電子納税証明等の 電子的受入が普及すること						

(注) 先行手続とは、重点手続のうち3年の計画期間中の取組の効果が比較的早期に現れやすいと考えられる手続をいい、国税関係手続では、法人税申告、消費税(法人)、酒税、法定調書(7手続)、電子申告・納税等開始(変更等)届出の11手続をいう。

これまでの具体的な取組

(添付書類)

納税者利便の向上の観点から、第三者作成の添付書類そのものの送付を不要とした。

- ① 「給与所得の源泉徴収票」、「特定口座年間取引報告書」及び「公的年金等の源泉徴収票」等については、源泉徴収義務者等の電子署名を付した上でオンライン送信を可能とした。(平成19年1月及び平成20年1月実施)
- ② 平成19年分以後の所得税の電子申告における医療費の領収書、給与所得の源泉徴収票等については、当該書類の提出又は提示に代えて、その記載内容を入力して送信することにより添付省略を可能とする。(平成20年1月実施)

(電子署名)

1. 税理士等が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し、電子申告等を行う場合の納税者本人の電子署名の省略を可能とする。(平成19年1月実施)
2. e-Taxを利用することができるパソコンを税務署に設置し、e-Taxの利便性を体験してもらい、翌年以降、自宅などのパソコンからe-Taxを利用してもらうことを目的とした施策を導入(平成20年1月実施)

(インセンティブ措置)

1. e-Taxを利用した還付申告書について、処理期間を通常の6週間程度から3週間程度に短縮(平成18年11月実施)
2. 電子認証の普及拡大のため、電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除を創設(平成19年分又は20年分で適用)

(運用改善)

1. 平成18年分以降の所得税確定申告期間について、e-Taxの24時間受付を実施(平成20年分確定申告期は、平成21年1月19日(月)～3月16日(月))
2. 庁ヘルプデスクの局を含めた大幅な充実など納税者サポート体制を強化(平成21年1月実施)

(システム改善)

1. Java実行環境のインストール不要措置に対応したシステム変更などe-Taxの使い勝手の向上策を実施(平成21年1月実施)
2. メッセージボックスの確定申告のお知らせの表示項目に青色区分、消費税簡易課税の項目を追加(平成21年1月実施)